

12/1

平成22年9月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 高木 聡

平成22年(手八)第1号 約束手形金請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月13日

手 形 判 決

広島県

原 告

同訴訟代理人弁護士

広島県

被 告

同代表者代表取締役

田 邊 一 隆

株式会社堀井グラビア

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成22年6月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 請求の原因

- 1 被告は、別紙約束手形目録記載の約束手形(以下、「本件手形」という。)を所持している。
- 2 被告は、同目録(1)から(8)までの記載のある約束手形を振出した。
- 3 原告は、本件手形を支払呈示期間内に支払場所に提示したが、その支払を拒絶された。
- 4 よって、原告は、被告に対し、手形金100万円及びこれに対する満期日の翌日である平成22年6月26日から支払済みまで手形法所定年6分の割合に

利息の支払を求める。

第3 請求の原因に対する認否

擬制陳述された答弁書によると、被告は、以下のとおり認否する。

- 1 1項及び3項の事実は知らない。
- 2 2項の事実は認める。本件手形は融通を目的として振り出したものである。

第4 裁判所の判断

- 1 請求の原因1項の事実は、当裁判所に顕著な事実である。
- 2 同2項の事実は、当事者間に争いがない。
- 3 同3項の事実は、甲第1号証により認められる。
- 4 なお、被告は、本件手形は融通を目的として振り出したものと主張するが、仮に、そうであっても、原告に対する本件手形上の義務を免れる理由とはならない。
- 5 以上の事実をもとに判断すると、原告の請求は理由がある。

広島簡易裁判所

裁判官 田 原 夏 樹

これは正本である。

平成22年9月29日

広島簡易裁判所

裁判所書記官 高 木 聡

